

# 香川県報



第 60 号

平成 16 年

7月30日(金曜日)

## 目次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

### 規 則

●行政書士法施行細則の一部を改正する規則 （法務文書課） 一

### 告 示

○生活保護法の規定による医療扶助のための施術担当機関の指定 （健康福祉総務課） 二

○生活保護法の規定による指定施術機関を廃止した旨の届出 （畜産課） 二

○家畜伝染病発生の報告 （畜産課） 二

○道路の区域変更 （道路保全課） 二

○道路の区域変更及び供用開始 （ ） 二

○道路の供用開始 （ ） 二

○道路の位置指定 （建築課） 三

○香川県証紙の売りさばき人の変更 （会計課） 三

公 告 （ ） 三

○土地改良区の役員の就退任の届出 （土地改良課） 四

○県営土地改良事業計画の決定 （農村整備課） 四

## 規 則

行政書士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年七月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県規則第七十四号

行政書士法施行細則の一部を改正する規則

行政書士法施行細則（昭和二十六年香川県規則第十八号）の一部を次のように改正する。  
第四条中「第十三条第二項」を「第十三条の二十二第二項」に改める。  
別記様式（表面）中「第13条第1項」を「第13条の22第1項」に改め、同様式（裏面）中「第13条」を「第13条の22」に改め、「〔行政書士〕」の次に「又は行政書士法人」を加える。

### 附 則

この規則は、平成十六年八月一日から施行する。

## 告 示

### ●香川県告示第五百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成十六年七月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	施 術 者	施術者の住所	施設の名称	施設の所在地
平成一六、 六、一八	籠宮 敏夫	木田郡牟礼町牟礼二 四一〇―二二〇二		
平成一六、 七、一	桂田 忠雄	綾歌郡綾南町大字畑 田九六四番地二二一		

### ●香川県告示第五百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条で準用する同法第五十条の規定により、次の指定施術機関から当該施術機関を廃止した旨の届出があった。

平成十六年七月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃 止 年 月 日	名 称	開 設 者	所 在 地
平成二五、一二、九	吉岡接骨院	吉岡 肇	小豆郡土庄町甲五三三―二

●香川県告示第五百二十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第四項の規定により、家畜伝染病の発生について次のとおり告示する。  
平成十六年七月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者及び疑似患者の区分	頭数	発生場所	発生年月日	転帰
ヨ―ネ病	牛	患者	一	木田郡三木町鹿庭二一五	平成十六年七月十六日	殺処分

●香川県告示第五百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年七月三十日から同年八月二十日まで一般の縦覧に供する。  
平成十六年七月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 府中琴南線（十七号）
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
	前	後			
坂出市府中町字赤尾五四八番四地先から 坂出市府中町字赤尾五四六番一地先まで	一三・〇	一九・〇	）	一〇四	道路改修工事に伴う現道拡幅
	三〇・〇	三〇・〇			

●香川県告示第五百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となつた道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において平成十六年七月三十日から同年八月二十日まで一般の縦覧に供する。  
平成十六年七月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 三木津田線（三十七号）
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
	前	後			
さぬき市寒川町神前四〇〇六番一四地先から さぬき市鴨部字猿橋七二八七番二地先まで	一四・八	一四・八	）	九十九	道路改修工事に伴う交差点改良
	二六・二	三六・〇			

四 供用開始の期日 平成十六年七月三十日

●香川県告示第五百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年七月三十日から同年八月二十日まで一般の縦覧に供する。  
平成十六年七月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 府中琴南線（十七号）

三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
坂出市府中町字赤尾五四六番二地先から 坂出市府中町字松岡一四九八番一地先まで	一五・〇 五〇・〇	四三四	平成十二年 香川県告示 第三百七十 号で変更し た区域の一 部

四 供用開始の期日 平成十六年七月三十日

●香川県告示第五百三十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。  
平成十六年七月三十日

平成十六年七月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指 定 番 号 長土指道 第六号
  - 二 指 定 年 月 日 平成十六年七月十六日
  - 三 指 定 道 路 の 位 置 さぬき市志度字堂林一二四三―
  - 四 指 定 道 路 の 幅 員 と そ の 延 長 幅 員 五・〇〇メートル  
延長 三三・〇九メートル
- 関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県長尾土木事務所総務課において閲覧に供する。
- 香川県告示第五百三十三号
- 香川県証紙条例(昭和三十九年香川県条例第十一号)第五条の香川県証紙の売りさばき人について次のとおり変更した。  
平成十六年七月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 住 所  
高松市西ノ丸町一二―一二

二 氏名

変更前 四国キヨスク株式会社 代表取締役社長 児島和希  
変更後 四国キヨスク株式会社 代表取締役社長 仲山省三  
売りさばき場所  
高松市サンポート二番一号 マリタイムプラザ高松

公 告

●香川県公告第三百九十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、大野原町ほ場整備土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。  
平成十六年七月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理事	平野 清	三豊郡大野原町大字五郷有木一一七番地	平成二六、五、二〇
〃	大西 郁男	〃	〃
〃	大麻伊三郎	〃	〃
〃	伊達 馨	〃	〃
〃	小森 良郎	〃	〃
〃	大久保隆敏	〃	〃
〃	福田 忠志	〃	〃
〃	船橋 隆貞	〃	〃
〃	井上 光義	〃	〃
〃	伊達 則固	〃	〃
〃	岡田 昭	〃	〃
〃	柴田 薫	〃	〃
〃	高橋 功	〃	〃
〃	茨木 澄夫	〃	〃

役員の種類	氏名	住 所	就任年月日
二 就任した役員	山田 雅茂	大字丸井七六一番地	〃
〃	西原都也雄	観音寺市粟井町四二七番地	〃
〃	久保 壽夫	木之郷町一四八四番地一	〃
監 事	久保 芳章	〃 一四五一番地	〃
〃	谷 重忠	三豊郡大野原町大字萩原二二九四番地	〃
〃	尾池 忠則	〃 大字中姫一四二五番地二	〃
理事	平野 清	三豊郡大野原町大字五郷有木一一七番地	平成一六、五、二二
〃	大西 郁男	〃 大字大野原六七九七番地	〃
〃	大麻伊三郎	〃 〃 六五〇四番地	〃
〃	荻田 昌康	〃 大字青岡五九二番地	〃
〃	小森 良郎	〃 大字中姫六〇一番地	〃
〃	大久保隆敏	〃 大字萩原二三一五番地	〃
〃	福田 忠志	〃 大字大野原一〇九八番地二	〃
〃	船橋 隆貞	〃 大字中姫九〇一番地	〃
〃	小出 昌市	〃 大字福田原一七六番地一	〃
〃	大西 恵志	〃 大字丸井三八七番地一	〃
〃	岡田 昭	〃 大字萩原一七八〇番地二	〃
〃	柴田 薫	〃 大字大野原八三二番地	〃
〃	高橋 功	〃 大字萩原二一三五番地	〃
〃	茨木 澄夫	〃 大字丸井六七二番地一	〃
〃	山田 雅茂	〃 大字丸井七六一番地	〃
〃	西原都也雄	〃 観音寺市粟井町四二七番地	〃
〃	久保 壽夫	〃 木之郷町一四八四番地一	〃
監 事	久保 芳章	〃 〃 一四五一番地	〃
〃	谷 重忠	〃 三豊郡大野原町大字萩原二二九四番地	〃
〃	尾池 忠則	〃 〃 大字中姫一四二五番地二	〃

平成十六年七月三十日印刷発行

印刷発行所 香川 県 庁

(購読料月極二千五百円)

●香川県公告第三百九十五号  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（県営単独緊急農道整備事業（琴平・満濃地区））計画を平成十六年七月二十二日定めた。  
 その関係書類を琴平町農政課及び満濃町建設課において平成十六年八月五日から同月二十五日まで縦覧に供する。  
 平成十六年七月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀



古紙配合率70% 白色度72%再生紙を使用しています